告示

○総務省告示第百五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十六年四月二十七日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十六年四月七日

総務大臣　新藤　義孝

次に掲げるもの以外の在外公館の長

在インドネシア日本国大使、在シンガポール日本国大使、在タイ日本国大使、在大韓民国日本国大使、在パラオ日本国大使、在ミクロネシア日本国大使、在アメリカ合衆国日本国大使、在アルゼンチン日本国大使、在コロンビア日本国大使、在チリ日本国大使、在ドミニカ共和国日本国大使、在ブラジル日本国大使、在イタリア日本国大使、在英国日本国大使、在オーストリア日本国大使、在オランダ日本国大使、在スイス日本国大使、在スウェーデン日本国大使、在ドイツ日本国大使、在フランス日本国大使、在ポルトガル日本国大使、在マダガスカル日本国大使、在済州日本国総領事、在上海日本国総領事、在香港日本国総領事、在シドニー日本国総領事、在パース日本国総領事、在ブリスベン日本国総領事、在メルボルン日本国総領事、在アトランタ日本国総領事、在サンフランシスコ日本国総領事、在シアトル日本国総領事、在シカゴ日本国総領事、在デトロイト日本国総領事、在デンバー日本国総領事、在ナッシュビル日本国総領事、在ニューヨーク日本国総領事、在ヒューストン日本国総領事、在ホノルル日本国総領事、在マイアミ日本国総領事、在ロサンゼルス日本国総領事、在カルガリー日本国総領事、在バンクーバー日本国総領事、在クリチバ日本国総領事（在ボルトアレグレ出張駐在官事務所を管理する場合を除く。）、在サンパウロ日本国総領事、在リオデジャネイロ日本国総領事、在エディンバラ日本国総領事、在バルセロナ日本国総領事、在フランクフルト日本国総領事、在ミュンヘン日本国総領事、在マルセイユ日本国総領事

○総務省告示第百五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十六年四月二十七日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期日を次のように定める。

平成二十六年四月七日

総務大臣　新藤　義孝

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号ロに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在外公館の長	期日
在インドネシア日本国大使 在シンガポール日本国大使 在タイ日本国大使 在大韓民国日本国大使 在済州日本国総領事 在上海日本国総領事 在香港日本国総領事 在アメリカ合衆国日本国大使 在アトランタ日本国総領事 在サンフランシスコ日本国総領事 在シアトル日本国総領事 在シカゴ日本国総領事 在デトロイト日本国総領事 在デンバー日本国総領事 在ナッシュビル日本国総領事 在ニューヨーク日本国総領事 在ヒューストン日本国総領事 在ホノルル日本国総領事 在マイアミ日本国総領事 在ロサンゼルス日本国総領事 在カルガリー日本国総領事 在バンクーバー日本国総領事 在アルゼンチン日本国大使 在コロンビア日本国大使 在チリ日本国大使 在ドミニカ共和国日本国大使 在ブラジル日本国大使 在クリチバ日本国総領事（在ボルトアレグレ出張駐在官事務所を管理する場合を除く。） 在サンパウロ日本国総領事 在リオデジャネイロ日本国総領事 在イタリア日本国大使 在英国日本国大使 在エディンバラ日本国総領事 在オーストリア日本国大使 在オランダ日本国大使 在スイス日本国大使 在スウェーデン日本国大使 在バルセロナ日本国総領事 在ドイツ日本国大使 在フランクフルト日本国総領事 在ミュンヘン日本国総領事 在フランス日本国大使 在マルセイユ日本国総領事 在ボルトガル日本国大使 在シドニー日本国総領事 在パース日本国総領事 在ブリスベン日本国総領事 在メルボルン日本国総領事 在パラオ日本国大使 在ミクロネシア日本国大使 在マダガスカル日本国大使	選挙の期日の告示の日の翌日